

第13回人権賞 受賞者 野沢克哉（東京都職員）

【受賞理由】

7歳で自らも聴覚障害者となり、辛苦の末、大学を卒業した。地方公務員として東京都の公務に従事するかたわら、30年以上にわたって、聴覚障害者の人権思想の確立のための実践活動を行ってきた。民法をはじめ多くの法律に存する差別的事項の改正を実現するための運動で中心的役割を果たし、特に民法969条（公正証書遺言）改正運動での積極的な取り組みと、改正の実現に対して。

Q1 どのようなきっかけから「受賞テーマ」に取り組むようになりましたか。

1965年に大学を卒業する以前から障害者運動に取り組んでおり、また仕事も障害者福祉に関わる業務であったこと、自分自身も聴覚障害者であったことなどから、民法第11条の準禁治産者の規定改正、民法第969条の更生証書遺言作成法の改正など多くの社会的差別問題に35年以上対応することとなった。また、そういう中で東京弁護士会の方々とも知り合い、専門家の方々と共に障害者差別問題に立ち向かうようになったことが「民法第969条改正闘争」を実践できた理由である。

Q2 その活動には、どのようなご苦労がありましたか。

障害者に関わる差別問題、特に法改正は国民にも直接・間接に影響する問題であり、私たちの主張が正しくても、国民（社会）の理解が得られなければ改正されない。社会に障害者問題の理解を広めていくためには、時代の変化をきちんと捉えておく必要があり、運動方法を工夫したり簡単ではなかった。しかし、苦労はあるが、そういう中で多くの仲間ができ、最終的には全ての欠格条項改正に広がっていったことは貴重な体験であった。

Q3 人権賞を受賞してどのような変化がありましたか。

障害者に関わる問題で講演を依頼されたりするとき、人権賞を受賞したというように紹介され、責任と自覚がさらに高まった。

Q4 「受賞テーマ」はどのように発展・継承され、現在はどのような活動状況となっていますか。

民法969条関係に絞れば、欠格条項改正運動は、(財)日本ろうあ連盟を中心として全国的な運動となり、1998年10月から1999年10月までに230万人の署名と1,000を超える地方議会の結核条項改正決議がなされ、2000年5月に署名を国会に提出し、厚生省や警察庁などの王改正答申に結びついた。今後は、単に差別法の改正を実現するだけでなく、改正内容が本当に自分たちの希望どおりの内容となるよう、条文案を提出できるようにさらに運動を推進していきたい。

Q5 あなたにとって、いま最も関心のある「テーマ」は何ですか。

司法改革制度の公聴会でも発言したが、「ロースクール」をつくるのであれば教官に障害者を採用していただいたり、裁判官・弁護士の方には障害者施設での3か月以上の実施、裁判官・弁護士の方には障害者施設での3か月以上の実習を必ず課すなどして、司法がもっと私たちの生活の一部として実感できるようになってほしいと願っており、「司法を国民と同じ目線になるように」ということが最も関心のあるテーマである。手話通訳者の裁判所への採用も願っている。

Q6 新たにほぐすべき「人権」のテーマなど、今後の抱負や活動目標とともにお聞かせください。

2001年2月15日付の新聞によれば、厚生労働省の欠格事項改正試案は絶対的欠格事由を「免許を与えないことがある」という「相対的欠格事由」に緩和する方針に決めたとでている。私たちが運動してきたのは無条件の完全撤廃であり、容認できない。今後も完全撤廃を目指して運動していくので、弁護士会にもぜひご協力願いたいと思っている。

また、障害者に関わる制度等を制定するときは、必ず障害者当事者を加えて審議すべきであり、それがきちんと実現できるように運動していきたい。さらに、行政の中核や議会にも障害者を送り出せるようにしたい。そのために、1997年より2年に1回聴覚障害大学生にアイデンティティをもって欠格条項等に挑戦してもらうためにアメリカ等に同行して、若年障害者の育成にも取り組んでいる。